資料1

平成３０年度　保険料率について（案）

平成３０年1月18日

医療保険の30年度保険料率

１．これまでの議論の経緯

平成29年12月19日の運営委員会に資料として提示（次ページ参照）。

２．協会としての対応

（１）平均保険料率について

平成30年度の平均保険料率については、10%を維持する。

（２）激変緩和率について

現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、7.2／10とすることを厚生労働省保険局長に要請した。

（３）保険料率の変更時期について

平成30年４月納付分からとする。

平成 30 年度保険料率について

平成 29 年 12 月 19 日
全国健康保険協会運営委員会

本委員会においては、本年９月から４回にわたり、協会の近年の財政状況、５年収支見通しや今後の保険料率のシミュレーション、医療保険制度全体の動向なども踏まえて議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われた。その意見の概要は別紙のとおりである。これらを踏まえ、当委員会における平成 30 年度保険料率に係る議論について、以下のとおり整理する。

１．平均保険料率

○ 平成 29 年度保険料率に係る本委員会の議論の整理（平成 28 年 12 月６日に開催の本委員会資料１－１参照）においては、法令上、黒字基調の場合の協会けんぽの保険料率の設定には裁量の幅があることから、財政の状況について、短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題であることが確認された。

○ また、近年の協会けんぽの財政状況については、平成 28 年度決算において、被保険者数の大幅な増加や診療報酬のマイナス改定等の制度改正といった一時的要因により 4,987 億円の黒字決算となり、準備金残高は 1 兆 8,086 億円、保険給付費等の 2.6 か月分という状況になっている。

○ 一方で、協会けんぽでは、一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の伸びを上回るという財政の赤字構造が依然として解消しておらず、団塊の世代が後期高齢者となっている 2025 年を見据えれば、今後高齢者医療費への拠出金が増大することも見込まれる。

○ さらに、平均保険料率を維持した場合と平成 30 年度から引き下げた場合の今後の保険料率のシミュレーションが事務局から新たに示され、いずれの場合においても、長期的に見た場合の保険料率の上昇が見込まれ、平成 30 年度から保険料率を引き下げた場合には、より早い時期に保険料率を引き上げざるを得ない見込みが示された。

○ 本委員会ではこのような現状を踏まえて議論を行い、以下のような意見があった。

【平均保険料率について】

- 今後も一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の伸びを上回る構造は変わらないと思われるとともに、また、高齢化に伴い高齢者医療への拠出金の増大も予測されるなか、特に2025年度以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかという懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた方が良く、平均保険料率 10%は維持すべき。
- 一度保険料率を引き下げ、数年後に保険料率を引き上げた場合、加入者・事業主が感じる負担感は非常に大きい。平均保険料率 10%は、限界に近いものがある。
- 赤字の健康保険組合が500以上あり、保険料率10%以上の健康保険組合も増加する一方で、協会けんぽが保険料率を引き下げることはバランスを欠く。
- 一度保険料率を引き下げても数年間は財政を維持できるようであれば、引下げを行うべき。
- 中小企業の経営を考慮し、準備金が増加していく場合には、少しは保険料率を引き下げる気持ちがなければいけない。
- 5年先 10 年先の状況の変化は読みづらいので、引き下げられる時は引き下げ、状況に応じて引き上げるといった形でもよいのではないか。

【保険料率を考えるに当たっての留意点について】

- 公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。
- 協会けんぽ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているので、保険料率の引下げは慎重に考えなければならない。

2．都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

平成 30 年度の激変緩和率は 7.2/10 に引上げることで特段の異論はなかった。

3．保険料率の変更時期

平成 30 年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

平成30年度の保険料率について
＜支部評議会における主な意見＞

意見の概要

1．30年度の平均保険料率について

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	14 支部
② ①と③の両方の意見のある支部	19 支部
③ 引き下げるべきという支部	14 支部

2．30年度の激変緩和措置について

① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部	0 支部
①と②の両方の意見のある支部	1 支部
② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部	35 支部
②と③の両方の意見のある支部	0 支部
③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべきという支部	8 支部
その他（①と③に意見が分かれた支部）	1 支部
	（「意見なし」等が2支部）

3．保険料率の変更時期について

4月納付分からの改定が望ましい	45 支部
うち、その他の意見もある支部（再掲）	4 支部
	（「意見なし」が2支部あり）

4．その他　30 支部

※ 第86回運営委員会（9/14）後に開催された47支部の評議会（10/4～11/6）の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理した。

【参考】 青森支部評議会の意見

1．30年度の平均保険料率について

- 賃金上昇率の試算設定が0.6%は低いのではないか。保険料率を下げられる状況であれば、引き下げをしてほしい。
- 準備金が2．6か月分も積みあがっていることに対して非難が出てくる懸念がある。5年ぐらいの単位でみていくことが財政経済的にはよいと思う。
- 経済状況や医療費など不確定要素が多いなかでの議論となる。リーマンショックやバブル崩壊は極端な例なので30年度保険料率議論の引き合いに出すのはいかがなものか。
- 準備金残高が積み上がってしまうと国庫補助が16.4%から減らされるのではないか。
- 法律上、法定準備金は1か月分でよいとなっているが、これは運営委員会では議論になっているのか。法定準備金の在り方についてもう少し検証すべき。
- 運営委員会で話し合われた内容が昨年と同様の印象がある。背景が変わったとかそういったことが感じられず、こういう意見だけであれば、支部の意見を聞く必要はないと思う。
- 法定準備金の水準については、協会けんぽの裁量に任せてみてはどうか。どのくらい法定準備金を準備するかについては、その時々の経済情勢等にもよる。積み上げすぎもよくない。

2．30年度の激変緩和措置について

- 激変緩和率については、ステップを踏んできているのでいきなり立ち止まってはいけない。平成32年度には10分の10となるのだから、ルールは重視すべき。例年通り1．4上乗せして10分の7．2でよい。

3．保険料の変更時期について

- 変更時期については4月分からで異議なし。

第 89 回全国健康保険協会運営委員会（29 年 12 月 19 日）
理事長発言要旨

今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維持したいと考える。

なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで３年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、５年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。３回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

平成30年度　青森支部の保険料の試算

第1号都道府県単位保険料率　支部ごとの医療費にかかる部分

調整前の保険料率　：　6．1793%

年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整する。
（年齢調整　：　▲0．1316%　　所得調整　：　▲0．9248%）

調整後の保険料率　：　6．1793%　＋　▲0．1316%　＋　▲0．9248%　＝　5．1229%

激変緩和措置を実施。（激変緩和率　：　7．2／10）
青森支部保険料率と全国平均保険料率の差を7．2／10に圧縮し、激変緩和措置後の保険料率を計算する。

5．1229%（青森支部）　－　5．1661%（全国平均）　＝　▲0．0432%
▲0．0432%　×　7．2／10　＝　▲0．0311%

激変緩和後の保険料率　＝　5．1661%（全国平均）　＋　▲0．0311%　＝　**5．1350%**　…　A

共通料率　現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等にかかる部分で全国一律

10%（平均保険料率）　－　5．1661%（第1号全国平均）　＝　**4．8337%**　…　B

精算分　平成28年度の医療給付費精算分

102百万円（平成28年度収支差）　÷　906，616百万円（平成30年度総報酬額見込）　×　100　＝　**0．0112%**　…　C

平成28年度の青森支部の収支差はプラスとなったため、**平成30年度において保険料率を引き下げる**必要がある。

A　＋　B　－　C　＝　9．9575%　≒　9．96%

平成30年度　青森支部の保険料の試算（イメージ）

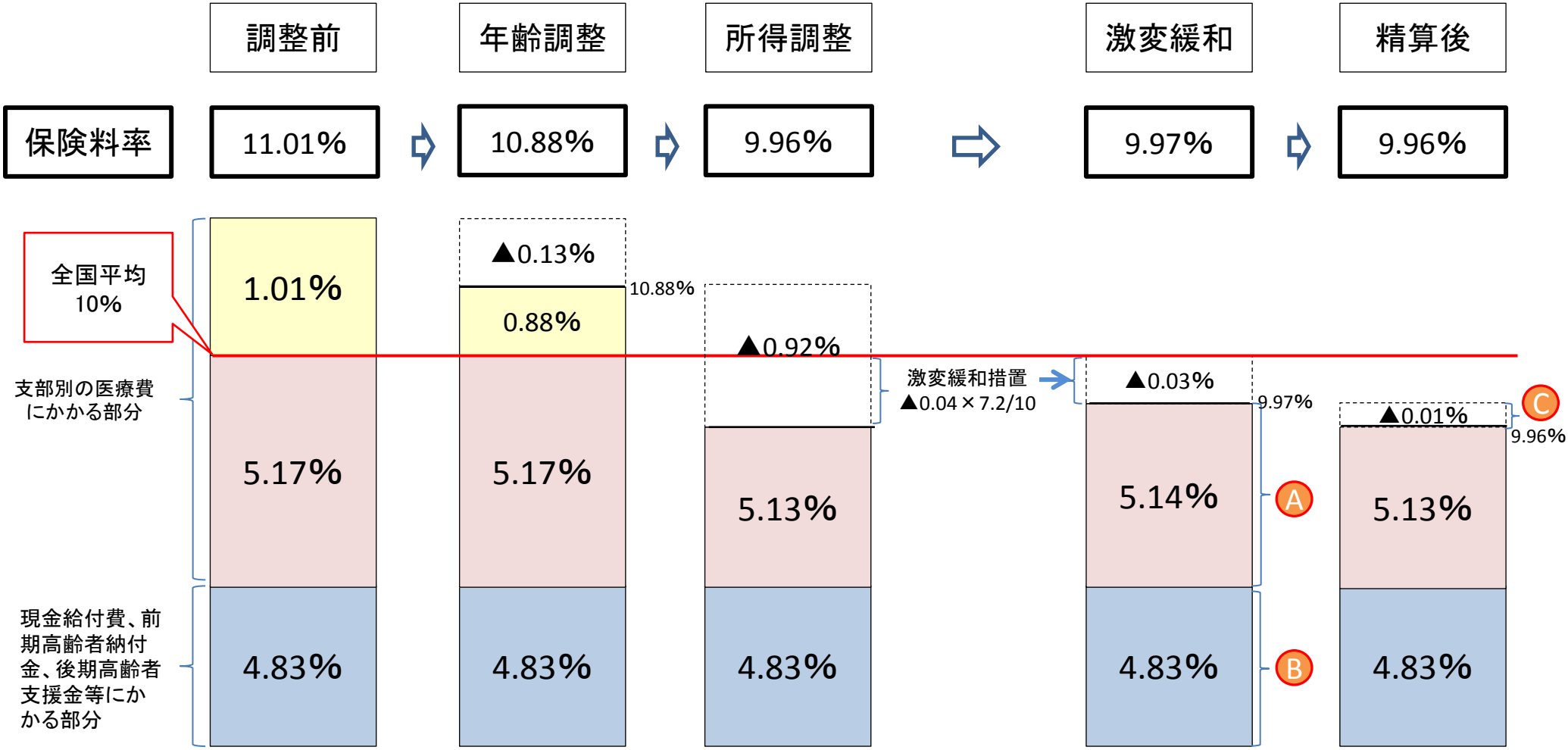

平成30年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数
（暫定版）

	保険料率（%）	支部数	
	10.61	1	23
	10.28	1	
	10.26	1	
	10.25	1	
	10.23	2	
	10.20	1	
	10.18	1	
	10.17	1	
	10.15	1	
	10.14	1	
	10.13	3	
	10.11	1	
	10.10	2	
	10.08	1	
	10.05	1	
	10.04	2	
	10.03	1	
	10.02	1	
	10.00	1	
	9.98	1	23
	9.97	1	
青森支部	9.96	3	
	9.93	2	
	9.92	1	
	9.91	2	
	9.90	4	
	9.89	1	
	9.85	1	
	9.84	2	
	9.81	1	
	9.79	1	
	9.77	1	
	9.71	1	
	9.63	1	

注.平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の7.2として算定

平成30年度都道府県単位保険料率の平成29年度からの変化
（暫定版）

	平成29年度保険料率からの変化分		支部数	
	料率（%）	金額（円）		
	＋0.14	＋196	1	18
	＋0.10	＋140	1	
	＋0.09	＋126	1	
	＋0.08	＋112	1	
	＋0.07	＋ 98	1	
	＋0.05	＋ 70	1	
	＋0.04	＋ 56	3	
	＋0.03	＋ 42	4	
	＋0.02	＋ 28	3	
	＋0.01	＋ 14	2	
青森支部	0.00	0	5	
	▲0.01	▲ 14	5	24
	▲0.02	▲ 28	8	
	▲0.03	▲ 42	2	
	▲0.04	▲ 56	4	
	▲0.05	▲ 70	1	
	▲0.06	▲ 84	2	
	▲0.08	▲112	2	

注1.「＋」は平成30年度保険料率が平成29年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額；労使折半後）の増減である。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 （29年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （29年12月）	
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	24-29年度保険料率： 10.00% 30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	
	その他	181	170	198	
	計	96,220	99,628	103,468	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	
	老人保健拠出金	0	0	－	拠出金対前年度比 ▲ 217 + 1,182 + 965 ▲ 661
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	
	後期高齢者支援金	17,699	18,352	19,534	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	
	計	91,233	95,714	98,957	○30年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 30年度均衡保険料率： 9.50%
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	
準備金残高		18,086	22,001	26,512	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の平成30年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

30年度は、29年度末に見込まれる剰余分（205億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.57%（4月納付分から変更）とする。

※ 30年度政府予算案では、介護納付金は9,729億円と前年度比で129億円の減少の見込み。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.65%から30年4月以降に1.57%へ引き下げた場合の30年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 3,386 円 （69,853円 → 66,467円） の負担減
〔月額〕 282 円 （ 5,821円 → 5,539円） の負担減

（注1） 標準報酬月額を313,805円、賞与月額を年1.491月とした場合の負担を算出したものである。
（注2） 「年額」は30年度（12か月分）の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 （29年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （29年12月）	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57%
	国庫補助等	1,557	1,174	879	
	その他	0	0	0	
	計	9,434	9,856	9,540	納付金対前年度比 ⇒ ▲129
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	
	その他	0	0	0	
	計	9,504	9,858	9,729	
単年度収支差		▲ 70	▲ 2	▲ 189	
準備金残高		207	205	17	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	1/29 【議題】 ①平成30年度保険料率について〈付議〉 （都道府県単位保険料率等の決定） ②定款変更について〈付議〉 ③平成30年度保険料率に関する広報について	2/26 （予備日）	3/20 【議題】 ①平成30年度事業計画・予算の決定 〈付議〉 ②支部事業計画の報告 ③第4期保険者機能強化アクションプランについて
支部評議会	支部長からの意見の申出 ・都道府県単位保険料率 ・H30支部事業計画 （支部の独自事業など） ・H30予算（特別計上経費）		
その他		保険料率の広報等	
（備考）国	激変緩和率の提示	保険料率の認可等	事業計画、予算の認可等

※運営委員会の議題については、平成29年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

平成３０年度保険料率改定に係る広報スケジュール

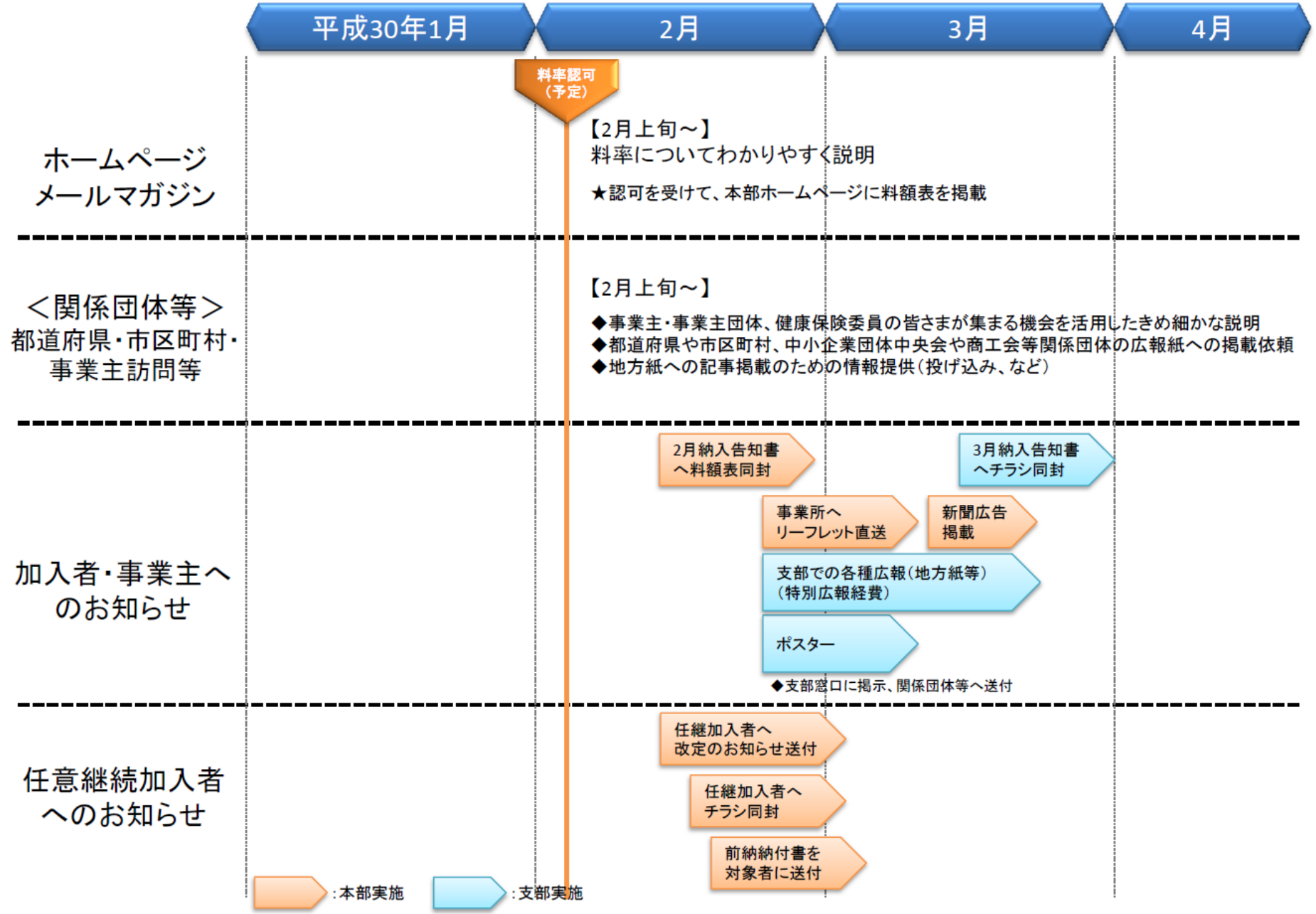

≪参考≫　１か月の負担額について

■標準報酬月額２４万円で試算（青森支部の平成２８年度平均標準報酬月額より）

	介護なし		介護あり	
	全額	加入者または事業主の負担額（折半額）	全額	加入者または事業主の負担額（折半額）
現行 健康保険9.96% 介護保険1.65%	23,904円	11,952円	27,864円	13,932円
	変更なし		加入者・事業主負担合計 **月額 192円 減**	折半額 **月額 96円 減**
変更後 健康保険9.96% 介護保険1.57%	23,904円	11,952円	27,672円	13,836円

保険料額 23,904円 ＝ 標準報酬月額 240,000円 × 保険料率（介護なし） 9.96%

保険料額 27,672円 ＝ 標準報酬月額 240,000円 × 保険料率（介護あり） 11.53.%